令和元年度第1回金沢市景観審議会

日 時:令和元年7月4日(木) 午後3時~午後5時

会 場:金沢市庁舎 7 階 全員協議会室

出席委員:福光会長、川村副会長、宇佐美委員、川﨑委員、小林委員、関戸委員、

玉田委員、土田委員、鍔委員、西野茂委員、馬場先委員、増田委員、山田委員、

中村博昭委員(代理:高田担当課長)

欠席委員:川端委員、坂本委員、中村雅代委員、中森委員、西野辰哉委員、能木場委員

事務局:都市整備局 木谷局長

景観政策課本光課長、不破補佐、福塚係長、中村係長、中村主査、

小浦主査、酒尾主事

歴史都市推進課 高木課長(代理:中宮補佐)

都市計画課 松矢課長 緑と花の課 田村課長 建築指導課 坂上課長

- 1 開会
- 2 都市整備局長あいさつ
- 3 審議案件
 - ・眺望点、眺望景観形成区域の指定及び形成基準(案)について
 - ・金沢市景観計画の一部変更について

----事務局からの説明----

(会長)

計画部会から補足があればどうぞ。

(A 委員)

計画部会は、ただ今のご説明でほとんど網羅している。議論で、説明の中にあった要点のところで意見があった。分かりやすい形ということで、「山並みへの眺め」「見下ろしの眺め」といった景観形成要素の並べ方で、近いものからだんだん遠くのものをしっかり説明していくことで、読む方にとって分かりやすいものとなるようなことを入れている。

それから「通りの眺め」に関しては、多数の意見があった。ご説明にもあった近景と中遠景の境目をどこにするのかということで、最終的にはこの案のとおりを境目として丁寧に扱っていくことで合意が取れている。

(会長)

それでは、ご意見、ご質問等はありませんか。

(B 委員)

教えていただきたいのだが、1 ページの右上の方に四つのイメージが書いてあり、そこに視対象という言葉が出てくる。眺望点から見る角度が斜め線で示されており、この範囲を視対象とおっしゃっているのではないかと思う。例えば 4 ページの左下の方、ひがし茶屋街の下の方に 8 番、9 番と書いた眺望点があり、そこから先ほどの視対象のラインが描かれていると思う。このラインが、例えば 9 番を見ても、左右必ずしも同じ角度ではない。これは山並みなどを配慮しながら角度を定めていると思うのだが、その辺の範囲をどのようにして斜めのライン、視対象という線を決めているのかを教えていただきたい。

(事務局)

ご質問の点の視対象だが、この角度についてはイメージということで、それぞれその眺望点に応じて角度の設定をしている。あくまでもイメージということで、角度が何度ということではない。4 ページ目の質問については、それぞれ角度に少し規則性がないように思われるかと思うが、実際、現地確認し、その地点から見える眺望としてどうかということで設定している。

具体的には、条文中にある「通りの眺め」の括弧書きとして「通りの街並み及び通りの 先の背景によって一体的に構成される眺望景観」という設定要件がある。現地に立って、 通りの眺めの街並みはすぐ分かるが、その背景として建物が建ったときの影響等も考えて、 ライン引きをしている。

(会長) よろしいですか。

(B 委員)

例えば何か目安になるものがあるのか。先ほど高いもの、障害物が建った場合を想定したということをおっしゃったと思う。ここに将来的に高層ビルが建つかもしれないが、それをどういうラインで定めているか。

(事務局)

補足すると、8番のひがし茶屋街卯辰山側は、想定については実際に現地で容易には確認できない。例えば風船を上げて確認するのが一番合理的だと思うのだが、想定の中で検証したところは、地図上に高低差を付けながら、実際の建物を配置して、新たに建物を建てたときにどういう影響があるかということで 3D シミュレーションによって検証している。そこに建ったときに影響があるかということを確認している。

その中で、東山ひがしの伝建地区の背景に建物が見える可能性のあるラインということで想定している。それぞれ地形・地物を頼りにしながら線を入れている。

(B 委員)

ただ今、シミュレーションというご説明があったが、シミュレーションで確認している ということでよろしいか。

(事務局)

そのとおりです。

(B 委員)

先ほど幾つかパワーポイントの写真に縦の赤い線が入っていたが、あれは何か意味があるのか。

(事務局)

左右に若干ぶれがあるのだが、実際に平面上で見た点から角度を振ってライン引きしている。写真で見ると、写真を立てたときに影響する範囲を線引きしている。赤のラインの 左右の範囲内が対象の範囲ということで示している。

(B 委員)

先ほどご説明いただいたシミュレーションによって、平面的には扇形に、角度をもって いる区間が視対象になるわけか。

(事務局)

そういうことである。赤線で囲まれた中を視対象として考えている。

(B 委員)

その場合に、どちらかというと上に行くに従って広がっている感じになっているが、要するに立面的に見るとこうなるということか。

(事務局)

そういうことになる。写真の撮り方、線の入れ方が若干ぶれているが、真っすぐに見る と垂直になっているものが、写真で広角が利いているので、広角が利いた分だけ、ちょっ と振っているようなことになっている。

(B 委員)

分かった。実際に私自身が作業をしたわけではないので、今のご説明で結構だと思う。 (会長)

これで皆さん、分かりましたか。赤い線の入れ方が、誰でも客観的に分かるのか。要するに、シミュレーションで入れたのだけど、例えばこの資料に赤い線は入っていない。

(事務局)

実際に行くと、ちょうどこの点が眺望点になり、平面上では眺望点を起点に角度を振ったものになるのだが、写真で起こすと、区域の範囲を示すラインが垂直に立てられるというような目安で入れている。

(会長)

それは分かったのだが、その数式や定義がないと。

(事務局)

今の説明の中で、より分かりやすいということで追加したのだが、実際に規制をかける ところは平面図上で色が塗ってあるところの、黄色の近景、緑色の中遠景に建てられたと きのことで、条例が施行されると届出が必要になってくるものもある。

(会長)

色というのは、この図面に塗ってある色のことか。

(事務局)

黄色と緑色のところである。景観政策課では 3D シミュレーションソフトを導入しており、新しく建てるときに形成区域内でどのような見え方をするのかという確認をしている。 こちらについてはあくまで説明の補足ということで線を入れさせていただいた。

(会長)

今説明されたようなことをどこかに書いておかないと分かりにくいのではないかと思った。

(事務局)

少し補足する。今の8番、9番のひがし茶屋街の区域は現状、眺望景観保全区域として運用して、シミュレーションもやって、窓口で指導している対象の区域と全く同じである。今回違ってきたのは、形成区域と表現が変わって、保全プラス創出という概念を盛り込んで誘導していくときに、近景と中遠景の分けをしている点である。従って、従来の眺望景観保全区域に指定するときから、シミュレーションの委託や現地調査を踏まえて区域設定した形になっている。それと同様な流れで、長町二の橋など新しい区域においても同じようにシミュレーションをしながら、その背景に建つビル、高度地区に基づいて建ってくる建物の高さで、影響範囲を見ながら定めており、今回新たに手法を変えたわけではない。(会長)

よく分かりました。

(C 委員)

眺望点が15設定されているのだが、なぜここなのかという基準は何かあったのか。前にも伺ったような気もするが、どういう見え方をしているかというのはとても大事で、特に外部から金沢へ来た観光客が景観として見る場合に、金沢はこんな街だという雰囲気が伝わるわけである。そうすると、これ以外の所でも、見え方の重要な場所はかなりあるのではないかと思う。そういう場合には、指定した地域から見える所だけが対象なのか。あるいは、そうでない所で、もっと市全体を考えて今後これを増やしていくのか。その点はどんな話し合いになっているのか。

(会長)

事務局からの答弁でいいですか。

(事務局)

C 委員がおっしゃられるとおり、金沢市においては、金沢を感じることができる多くの眺望点があることは皆さんご承知のことと思っている。平成 15 年に指定した眺望計画についても、その一部ということになっている。眺望景観については、全て保全することがやや難しい面もあるが、特に市民に親しまれ、金沢を代表するものを眺望点として優先的に保全・創出するということで当面は形成していきたいという狙いで、条例で定めているところである。その結果、市民の関心が一層深まることを期待し、眺望景観形成条例ということで特出しして定めて、制度が根付いたころには市民のコンセンサスを得ながら有識者

のご意見も聞いて増やしていけたらと思っている。

眺望点の設定の方法については、平成 15 年に眺望景観保全区域に定めた所を継承した形になっているが、まず視点場の特性の評価をしている。一つ目に視点場の評価、二つ目に視点の対象区域の評価、さらに現地の確認を計画部会の委員の先生方に見ていただいて判断していただいている。具体的に言うと、一つ目の視点場の特性の評価においては、約 40 地点を候補として出して、28 地点に絞り込み、さらに現地確認で評価するときに9 地点を確認した中で、今回新たに卯辰山麓子来町緑地先と長町二の橋を追加している。

少し具体的な話になるが、視点場の特性は四つのことを注視しながら評価している。視点場の特性として、一つ目は公共性である。市民が自由に眺望できる場所、具体的には、ある家、あるお店から見えるものは省いており、市民が自由に眺望でき、公共性が保たれていることが求められる。二つ目は歴史性ということで、眺望点自身が歴史性を有していて、市民に親しまれていること。三つ目は心象性ということで、市民の認知度の高さを示しているかどうか、市民が眺望点としてある程度認知しているかどうかを確認している。四つ目は観光性を入れていて、金沢を訪れる観光客の方も自由に楽しめる場所かどうかということを確認している。

その四点を踏まえて視点場を絞り込んだ後、その場所から見える対象場所の特性の評価をしている。こちらは簡単に説明するが、四つ挙げている。一つ目は、緑のまとまりとつながり。二つ目は、自然の広がり。三つ目は、歴史・伝統・文化特性。四つ目は近代性である。

以上のような評価を踏まえ、計画部会の委員の先生に現地確認していただいたところ、 子来町緑地先と長町二の橋が設定されている。

また、部会で検討する中で、「見晴らしの景観」という所を追加している。大乗寺丘陵公園などについては、どちらかというと規制するのではなく、市民に金沢の城下町の基本特性がよく見える、金沢の地勢がよく見えるというところが重要ということで、規制するというよりも、金沢の眺望景観を通してそういったことへの理解が深まるという思いも含めて追加している。

(会長)

よろしいですか。よく分かりました。前回の資料に出たのだろうか。

(事務局)

前の話になるが、平成 29 年度の審議会の際にお示ししている。その中では計画部会の報告として示している。

(会長)

もしよかったら、今の内容は大変いい説明だったので、ペーパーにして配っていただく と人に説明しやすいので、またよろしくお願いします。

(事務局)

まとめて、また送付させていただく。

(会長)

他によろしいですか。

(D委員)

要望なのだが、住民に説明するときには、十分分かりやすい資料でご説明いただくような努力をお願いしたい。

もう一つは、景観の問題で、この審議会でも特に事業者といろいろな面でもめていて、 その調整が大変難しい。時代も人も変わってきたので、この条例の責務についてこれから 場所等をどのように考えていくのか、その辺をお聞かせいただきたい。都市の条例にはい ろいろなものがあるが、住民感情や環境がだんだん変わり、罰則も少し入れている。そん なことも含めて、特に景観は大変難しい。事業者と行政の対応が大変難しいと思うが、条 例の責務についてこれからどのように考えればいいのか、あくまでも努力義務で条例をず っと進めていくのか、これからは責務についても考えていくのか、その辺をお聞かせいた だきたい。

併せて、市の責務の中に説明責任という言葉が入ってこないが、その辺はどのように考えるのか。説明責任ということをどの辺で読み取ればいいのか、お聞かせいただきたい。 (会長)

それでは、条例の罰則系についてまずお願いする。これは一般に市の条例の問題だが。 (事務局)

こちらの眺望景観形成条例は、お手元の資料番号2の6ページをご覧いただきたい。この中で、左側に眺望景観形成区域というのがあって、「形成」のところが赤文字で書いてあるが、これは市独自条例に基づく指定区域で、先ほどから眺望点から見える区域の範囲、扇形に広がっている図で近景・中遠景というふうに示している。その範囲は、下の⑤も含めて、※に書いてあるように「①景観形成区域」内に含まれる、こまちなみ、寺社風景、斜面緑地、川筋、それから冒頭でお話しした景観計画で示している景観形成区域ということで、全て景観法に基づく基準の中で建物の形態意匠などをほぼ誘導している範囲になる。

この眺望景観形成条例を、それに上重ねして市独自条例として定めているということは、複数の市独自条例を運用している金沢の特徴なのだが、そういったものの規制誘導の効果が眺望景観として見て取れるかどうかが今回の一つのポイントだと思っている。従って、法的な罰則のところは、景観法に基づく景観計画に範囲を示している「①景観形成区域」内の基準誘導に合致していなければ、特に形態意匠などを含めて罰則はある。眺望景観に関しては、それを踏まえた上で、支障がある所についてチェックできるような条例になっている。

具体的にいうと、屋根も例えば黒瓦の方がより良いのであれば、黒瓦に変更したらいいとか、エアコンの室外機が眺望点から見たときにまともに露出していて、ちょっと見苦しいのであれば、目隠ししたらより良い景観になるということも含めて、少し上重ねで作られている条例だということをご理解いただければと思う。

(事務局)

今のD委員のお話で、細かい話としては課長が説明したとおりだが、大きな流れとしたときに、条例の場合、性善説に立っている部分がかなりあると思っている。逆に性悪説で立つべき相手になったときに、極端な言い方をすると、罰則を作ったときに罰金を払えばクリアできるなら、喜んで払うといった流れがあることも確かである。他にもまちづくり条例があるが、今までの経験でいくと、下手に罰則をどうこうというよりは、こういった目指すべきものをきちんとして、粘り強く市民に対して説明をきちんと続けていくことが、実は事業者に対しても最終的な説得になる。そういうことが、長い年月、まちづくりや景観に取り組んできたわれわれとしての一つの手法なのかなと思っている。今後、どうしても罰則がなければ駄目だという事象が出てきたときには、また改めて委員の皆さま方にお諮りし、どういう対応がいいかということをご議論いただければと思っている。

説明責任に関しては、一つ一つの条例に書くというよりは、市民主体の独自条例でやっていくこと自体が市として説明責任を持っていると思っていて、事業者に対してもやってきているつもりなので、できる限り市民の方々にも丁寧にやっていきたいと思っている。今後もやっていくつもりだし、正直申し上げてこういった条例に基づいて、例えば10年、15年前と比べたら、説明会に対する回数、範囲もものすごく増えていると思っている。また至らないところがあれば、ご指摘いただければしっかりと改善していきたいと思っているのでご理解願いたい。

(会長)

そういうことである。ご承知のように、国の景観法ができてからはバックアップしても らえるようになった。景観法でも罰則はあるが、意識をきちんと醸成していくことが求め られていると思う。

(会長)

これは審議案件であり、他にご質問がないので、本案件、「眺望点、眺望景観形成区域の 指定及び形成基準(案)」および「金沢市景観計画の一部変更について」、それぞれ了承す るということでよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございます。続いて、「都心軸沿線の景観保全型広告整備地区の指定について」 の報告をお願いします。

4 報告案件

・都心軸沿線の景観保全型広告整備地区の指定について

-----事務局からの説明-----

(会長)

報告事項をお聞きいただいたが、本案件についてご質問等はありませんか。

(B 委員)

感想というか、参考になるかどうか分からないのだが、7 ページの下の赤いイメージ図がある。これは、説明を伺う前に読んだとき、ちょっと誤解しそうになった。敷地が指定地区になると書かれていて、敷地が赤く書かれているのだが、敷地単位に地区指定するようなイメージだと思った。そうすると、賛同された方のみが指定地区になるのかと思った。それから、敷地というと読み替えれば土地ということになって、土地が地区になるのかと思った。それだと、言葉遣いとしては指定地になると誤解してしまった。

それと、先ほどのぼり旗、立て看板、置き看板などもご説明されたが、歩道は対象地区になるのか。

(会長)

それでは説明をお願いします。

(事務局)

それでは一つ目だが、資料番号3の7ページの表記の中で、「敷地が指定地区となる」という表し方をした。おっしゃるとおり、一つの土地や敷地の範囲を地区指定という形で行うことになる。その表現については、お手元にお配りしてはいなかったのだが、条例の表現の中に「景観保全型広告整備地区として指定することができる」というものがある。どういった地区を指定することができるかというところになるのだが、「良好な屋外広告物等の新設・改修等を図ることが特に必要な地域」というふうに表現している。つまり、一定の地域を指定することになるので、表記としてはこれらA、B、C、Dといった一定の広い地域を指定することになる。

従って、二つ目のご質問にあったとおり、歩道なども一定の地域として指定を行うという考え方を持っているので、いずれ告示等の場面では地図で一定のエリアという形で表現する。7 ページの表では分かりやすい表記をしようと思って、こういったイメージ図で表した。

(会長)

要するに、立体について地区指定しているわけか。従って、敷地でないと、B のような大きな敷地だったら 10m を超えている。この壁面にいろいろな広告をされたら困るという意味だろう。

(事務局)

おっしゃるとおりである。立体として、エリアとして指定することになる。

(会長)

基本的に歩道には広告はできない。よろしいですか。他にありませんか。

(E 委員)

都心軸は金沢駅の東口からだが、西口の金沢港までの地域は都心軸に入るのか。

(事務局)

今考えている地区指定のエリアは、資料番号3で表示した赤いラインになる。今後もし必要となってきたら、改めて地元の方々と協議し、その地域にふさわしい景観を踏まえた上で指定を検討していくことになろうかと思うが、まず地区指定を考えているのは駅から香林坊までのエリアになる。

(事務局)

少し補足だが、冒頭にもお話しした駅東口から南町・香林坊のエリアは、北陸新幹線開業後、来街者の方々がこのメインの通りを結構歩かれて、歩行者の通行量も非常に多い。 それから、武蔵から香林坊について、ホテルが非常に開発され、都心軸の裏通りに宿泊客目当ての飲食店やレストランや簡易宿所が建てられ、都心軸の裏通りへの案内誘導サインの広告需要が高まってきている。この地区指定の検討も以前から始めていたのだが、そういった案内誘導看板設置の相談に対しても市としては待ったをかけている状態である。すなわち、駅から香林坊の区域が、都心軸の中でも特に必要性、優先度が高いということで、今回地区指定を行った。

(会長)

今のE委員のご質問の趣旨は、駅の西口にたくさんホテルができるので、あそこも押さえておいた方がいいのではないかというご意見だろう。多分そのとおりだと思う。来年 6 月になったら大きいものがいろいろ建っていくので、そういう意見がこの審議会から出たということだけは広告の審議会の方にお伝えになった方がいいかもしれない。

(事務局)

最初のお答えのとおり、またそういったご意向があればまた検討していきたい。

(A 委員)

8ページの④で、「建物側面の壁に付ける広告物」は 6m 以上ということだが、6m 未満も 配慮しなくていいのか。

(事務局)

地域の方々と意見交換会をしていく中で、都心軸がただ通り過ぎるだけの路線になってしまうのはよろしくないというご意見を頂いたので、一定のにぎわいへの配慮ということになっている。その一つの考え方が、6m より高い所、6m より低いところという中で、1階部分はそこを通り過ぎて行かれる方々、あるいは通りのにぎわいを楽しんでいかれる方々向けの広告の余地を残すというか、広告を掲出できる形として位置付けたものになる。

(A 委員)

これは、今後モニタリングが必要だと思う。2 階の建物の窓を使った広告物などが出て くると思うし、何年か経って見直しをどこかでしたらいいと思うので、よろしくお願いす る。

(会長)

広告がたくさんあるからにぎわいというのが問題であって、人がたくさんいるとにぎわ

いなのである。広告がなくても人がたくさんいるようにするのが一番いいのだろう。先ほどの広告物活用地区というのは、いろいろな業者との接合点だと思うので、その辺はよく分かるのだが、今の A 委員のご意見も正しいと思う。そんな意見が出たこともまたお伝えいただきたい。

報告案件ということで、ここで審議する案件ではないが、一応これで了承していただい たということでよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(会長)

これで議案は全て終了した。他に何か議案に関係なくご意見はありますか。

(F委員)

手短に三つほど。まず最初にB委員がおっしゃった視対象という言葉は、視点場と視対象と視方向が定義されていて、これは『新体系土木工学』の中で篠原修先生が景観形成モデルとして述べておられる。そういう意味では、これは視対象ではなく、視方向もしくは視方向エリアである。この視方向エリアの中に近景・中景も含めてさまざまな視対象があるというふうに定義した方が正しいと思う。

二つ目にC委員がご質問された眺望景観だが、市からは指定の手続きはおっしゃったが、金沢市には景観計画があり、自己区分やベースのコントロールがあって、既に七つの条例がある。プラスされたということで、例えば犀川、浅野川に関しては川筋景観保全条例があり、上流から下流まで、さらに眺望点に関しては眺望景観というふうに、ダブル、トリプルで誘導されているとご説明された方が分かりやすかったと思う。例えば長町なら長町景観地区があるとか、東山なら重伝建が入っていてさらにということなので、全部足していけば取りこぼしがないというか、丁寧にできる。

最後に、広告やにぎわいなどについて、先ほど委員も言われたが、建物部会に出ていると、都市のにぎわいや発展と景観コントロールや広告コントロールはトレードオフの関係というのが結構出てきていて、特に建物部会は悩ましいところである。それで、条例の罰則規制だけを強化していくと、なかなか都市のにぎわいや地域住民の生活も含めてということもあるので、やはりこの景観審議会が一番重要である。各部会の審議があって、本委員会があって、そこでそれぞれの時代、社会のニーズに対応した景観価値のようなものを金沢の見識としてしっかりと言って、相互理解していくと。そういう意味では、局長がおっしゃったように、何度も何度も粘り強く相互理解することが金沢にとって一番いいと思った。そんなことに気付いたので、時間が超過したが、これは意見である。

(会長)

今のご意見については、事務局に対して参考にしていただくことと、それから言葉の定義については学術的な話なので、後でまた調整していただきたい。

(副会長)

少しだけお話ししたいのだが、景観の形成と保全の推進は非常に大切だと思っている。 先ほども性善説ということで、市民への罰則等については考えない方がいいという話だったが、逆の話で、これを推進していくときに行政がそれだけ責任を取れるかという問題がある。今日の景観形成の対象でも市民がそこに住んでいらっしゃるわけで、安全と安心をきちんと確保しなければいけない。 去年の暮れ、犀川の河川管理者から電話が入って、台風で新橋の右岸側で倒木があり、その倒木が民家に直撃したことがあった。これについては、私が現場に行ったときにも、景観という話もあるのでむやみやたらと切ることはできないと。つまり、何を言いたいかというと、市は河川管理者におんぶに抱っこではないか。 景観形成をやるために、言ってみれば国や県におんぶに抱っこでいいのかということを強く申し上げたいと思う。

例えば、あるお寺で枝が台風で相当折れた。それで、やはりそれを切らなければいけない。そこは県の管理地である。ところが、市は景観を持っている。どこが切るのか。つまり、私が申し上げたいことは、景観は性善説かもしれないが、それだけの覚悟を持って推進していただきたいということである。

(会長)

ありがとうございます。何か事務局からありますか。

(事務局)

副会長がおっしゃられた川筋の樹木の件はよく存じ上げている。今回ご指摘いただいた案件は、やはり近年の自然災害の大きさも一つにあると思うが、一番の原因は適切な維持管理がされていたかどうかというところである。これは、行政が管理する土地であっても民有地であっても同じだと思う。緑と花の課でも保存樹林ということで、その価値づけをして、強制ではないけれども守ってほしいということをやっている。公園などの樹木が折れたりするけれども、通常の維持管理に対する意識が、「緑の都市宣言」を行っている金沢市としていかに行政も市民も含めてやっていくべきかというところは一番大事だと思う。その辺は国、県、市の隔てなく、お互いに相互理解も深めながらきちんと対応していきたい。

副会長がおっしゃるとおり、本当に安全安心というのはここ数年、想定外というか、今までは考えられなかった自然災害が起きているので、当然そういったことも十分認識しながら、景観的な誘導や緑を守ることをやっていかなければならないということは、日々考えながら慎重にやっていきたいと思っている。

(会長)

よろしいですか。それでは、時間も来ているので、本日の審議をこのあたりで終わらせていただく。進行にご協力いただき、ありがとうございます。それでは、事務局の方にお返します。

5 その他

(事務局)

今後のスケジュールだが、この後は夏に告示や都心軸の景観保全、また広告整備地区については市民、事業者に対する周知のための説明会もある。一部、眺望について都市計画の変更があるので、都市計画審議会等でも審議いただきながら、大体 10 月からの運用を目指しているところである。

6 閉会